

## 指標 14.5.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 14.5.1** 海域に関する保護領域の範囲

**ターゲット 14.5** 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

**ゴール 14** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

### 定義及び根拠

- 定義  
生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）のうち、海洋保護区になっている海域の割合
- 概念
  - ・生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）：生物多様性国家戦略2012-2020及び海洋基本計画において言及された「平成32年までに我が国の管轄権内水域の10%の保護区化」に向けて、環境省が抽出した海域（2016年公表）。EBSAクライテリア等を基本とした8つの基準に基づき、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に抽出したもの。
  - ・海洋保護区：海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域
- 根拠及び解釈  
現在、国際的に推奨されている海洋保護区とは、海洋の生物多様性や生態系の保全を主な目的として、明確な範囲を持った特定の海域において効果的に設定される保護区であり、またそのための措置の内容は、地域における慣習などの法律以外の手法も含め、目的に照らして柔軟に決定されるものと理解することができる。また、生態系サービスの持続可能な利用は、生物多様性の保全と不可分であり、生物多様性の保全に資するものである。このため、いずれかの生態系サービスを持続可能なかたちで利用することを目的とする場合も海洋保護区のひとつといえる。  
以上を踏まえ、環境省が2011年に策定した海洋生物多様性保全戦略では、海洋保護区を上記のとおり定義した次第であり、この面積を指標に用いるものである。

## データソース及び収集方法

関係省庁からデータを収集し、環境省による請負業務の中で整理・算出する。

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

これまでのところ、海洋保護区内訳は以下のもので整理しており、これらのうち面的データが利用可能なものについて GIS 上でオーバーレイをし、地理的重複のダブルカウントは回避する。その上で、重要海域 (<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyohozen/kaiiki/index.html>) のうち保護区としてカバーされている海域の割合を算出する。

- ・自然公園（自然公園法）
- ・自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- ・自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ・鳥獣保護区（鳥獣保護法）
- ・生息地等保護区（種の保存法）（※海域での指定事例がない）
- ・天然記念物（文化財保護法）
- ・保護水面（水産資源保護法）
- ・沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）
- ・都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）
- ・共同漁業権区域（漁業法）

### ○ コメントと限界

国連統計部から公表されている e-handbook によれば、当該指標 14.5.1 は「主要生物多様性地域 KBA のうち、海洋保護区になっている海域の割合」で定義される。しかし、ターゲット 14.5 では「少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する」とされており、KBA を当該指標の分母にすることについて、これまで国際的な合意がなされていない。また、実際の KBA についても、NGO ベース（IUCN）が主導して抽出しており、その抽出範囲について環境省が精査したものではない。環境省では、生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）を別途 2016 年に公表しており、e-handbook に従って算出する場合、本来は当該重要海域を分母にすることが望ましく、ここではそのようにアレンジを加えている。また、上記「算出方法」に列記した保護区内訳のうち、自然海浜保全地区、天然記念物、都道府県・漁業者団体等による各種指定区域について

は、これまでのところ、データが揃っていない等の理由により、面積計算に反映できていない。

### データの詳細集計

なし

### 参考

海洋生物多様性保全戦略（我が国の海洋保護区の定義や具体的制度名を記述）

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyohozen/guideline/index.html>

生物多様性条約第5回国別報告書（主に p101-102）（現在の数値を算出した際の文書） <http://www.env.go.jp/press/files/jp/24175.pdf>

### データ提供府省

環境省、農林水産省水産庁

### 関連政策府省

外務省、農林水産省水産庁、環境省

### 担当国際機関

国連環境計画-世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）

国連環境計画（UNEP）

国際自然保護連合（IUCN）